

デジタル化推進対策特別委員会資料

令和4年5月16日（月）

総合政策部

目次

国のデジタル化の動向と本県の取組について

- | | |
|--------------------|---|
| 1 デジタル社会形成に向けた国の動き | 1 |
| 2 本県の取組について | 4 |

国のデジタル化の動向と本県の取組について

総合政策部 デジタル推進課

1 デジタル社会形成に向けた国の動き

(1) デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号、令和3年9月1日施行）

ア 概要

急速な少子高齢化の進展など国全体が様々な課題に直面する中で、国の経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会（※1）の形成は極めて重要。

このため、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差是正、個人及び法人の権利利益の保護などの基本的理念及び施策策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務（※2）、デジタル庁の設置並びに政府による重点計画の策定について規定。

※1 デジタル社会とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて、自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手、共有又は発信する社会。また、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用し、あらゆる分野で創造的かつ活力ある発展が可能となる社会。

※2 国は、デジタル社会の形成に関する施策を策定し、実施すること、地方公共団体は、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施することが責務。

また、国及び地方公共団体は、デジタル社会の形成に関する施策が迅速かつ重点的に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

イ 施策策定に係る基本方針

- ・ 多様な主体による情報の円滑な流通の確保（データの標準化等）
- ・ アクセシビリティの確保
- ・ 人材の育成
- ・ 生産性や国民生活の利便性の向上
- ・ 国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用
- ・ 公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備
- ・ サイバーセキュリティの確保
- ・ 個人情報の保護 等

ウ デジタル庁の設置等

デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）を定め、内閣にデジタル庁を設置するとともに、政府がデジタル社会の形成に関する重点計画を作成。

(2) デジタル庁

ア 設置

令和3年9月1日

イ 体制

職員数約400名（発足時）。内閣総理大臣、デジタル大臣の下に、戦略・組織グループ、デジタル社会共通機能グループ、国民向けサービスグループ、省庁業務サービスグループの4グループで構成。

ウ 重点計画（政策分野）

(ア) デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）

デジタル技術の進展によりデータの重要性が飛躍的に高まる中、日本でグローバルレベルのデジタル社会を実現するには、将来の目指す姿を描き、構造改革、地方の課題解決、セキュリティ対策等、多くの取組を関係者一丸となって推進する必要がある。

このため、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し各府省庁が構造改革やデジタル田園都市国家構想等の施策に取り組むことを明示。

(イ) 重点計画が目指す姿

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会

(ウ) 理念・原則

a 誰一人取り残されない

個々人の多種多様な環境やニーズを踏まえて、利用者目線できめ細かく対応し、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できる社会を実現。

b デジタル社会形成のための基本原則

(a) デジタル社会を形成するための10原則

- ・ オープン・透明
- ・ 公平・倫理
- ・ 安全・安心
- ・ 継続・安定・強靱
- ・ 社会課題の解決
- ・ 迅速・柔軟
- ・ 包摂・多様性
- ・ 浸透
- ・ 新たな価値の創造
- ・ 飛躍・国際貢献

(b) 行政サービスのオンライン化実施の3原則

- ・ デジタルファースト
- ・ ワンスオンリー
- ・ コネクテッド・ワンストップ

- c 業務改革と規制改革
オンライン化を目的とせず、行政サービス利用者の利便性の向上及び行政運営の効率化に立ち返った業務改革を実施。さらに、デジタル化の効果を最大限発揮するための規制改革を推進。

- d クラウド・バイ・デフォルト
迅速・柔軟に情報システム整備を進めるため、共通に必要な機能は共用を推進。

- (エ) 政策分野
 - a デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及

 - b 国民目線のUI・UXの改善と国民サービスの実現

 - c 国等の情報システムの整備及び管理 等

2 本県の取組について

(1) 宮崎県情報化推進計画（令和3年3月策定）

ア 概要

新型コロナウイルス感染症とそれに伴う社会的影響、国においてデジタル庁の設置を見据えた「デジタル社会実現に向けた改革の基本方針（令和2年12月25日閣議決定）」等により、デジタル社会の実現に向けた動きが一層加速化することが見込まれる。

このような中、多くの中山間地域を抱える本県では、少子高齢化や人口減少が進行し、地域や産業を支える人財の確保や、暮らしに必要なサービスの維持などをいかに図っていくのかが課題であり、さらには、「新たな日常」の確立と地域経済の再始動のため、デジタル化の推進が急務となっている。

このため、令和3年度を「みやざきデジタル化元年」と位置づけ、本県におけるデジタル化施策の方向性を示す計画を策定。

イ 取組期間

令和3年度から令和6年度までの4年間

ICTの急速な進展等に伴う社会情勢の変化へ対応するため、中間（令和4年度末）での見直しを実施予定。

ウ 基本目標と施策の基本的方向

(ア) 基本目標

県民誰もが輝き、安全・安心で豊かさを実感できる人間中心のデジタル社会の実現

(イ) 施策の基本的方向

a 「行政」が変わる～県民本位のデジタル・ガバメントの推進

1 行政サービスの向上	<ul style="list-style-type: none">・ 県民への情報発信の充実・強化・ 行政手続のオンライン化・ オープンデータ化と官民データ利活用・ マイナンバーカードの普及促進等
2 行政事務の効率化の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 事務効率化と働き方改革（AI-OCR/RPA活用）・ 情報システムの全体最適化・ 情報通信ネットワークの充実・強化・ 情報セキュリティ対策の強化等
3 国・市町村との連携	<ul style="list-style-type: none">・ 情報システムの標準化・共通化の促進等

b 「暮らし」「地域産業」が変わる～安全・安心で心豊かな暮らしの確保と付加価値の高い産業の振興

1 暮らし向上と教育・文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療現場の I C T利活用促進 ・ 介護ロボット導入促進 ・ 防災情報共有システム運用 ・ MaaS 等の利活用等 ・ オンライン等の「新しい教育様式」確立
2 地域産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマート農業・水産業・林業推進 ・ キャッシュレス化、デジタルマーケティング推進 ・ 先端技術活用による物流省力化 ・ 建設業の生産性向上・働き方改革の支援
3 中山間地域の利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな情報通信基盤を活用した中山間地域の振興

c 「情報基盤」「人材」が変わる～デジタル社会を支える情報環境の整備・充実

1 情報通信基盤の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話・超高速ブロードバンド ・ 5 G等の新たな情報通信基盤
2 情報化を担う人材の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における情報教育の充実 ・ I C T技術者の育成・確保
3 県民誰もが利用できる環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の情報リテラシーの向上と ICT 導入相談支援 ・ 安全・安心な利用環境の充実

エ 推進体制

知事を本部長、両副知事を副本部長、各部長等を構成員とする「宮崎県デジタル化推進本部」を令和3年4月に庁内で新設。

官民で構成する「宮崎県デジタル社会推進協議会（令和3年新設）」、県・市町村で構成する「宮崎県市町村 I T推進連絡協議会」とともに3つの組織が相互に連携しながら本県のデジタル化を強力に推進。

また、デジタル化推進本部を補佐し、各分野でのデジタル化を部局横断的に推進するために、庁内に「デジタル・ガバメント」「地域産業」「暮らしと教育・文化」「情報環境」の4部会を設置。

(2) 令和3年度及び令和4年度の主な取組

ア デジタル化推進本部

- (ア) 第1回本部会議（令和3年4月14日開催）
 - ・ デジタル化戦略アドバイザーの任用（辞令交付）
 - ・ 宮崎県情報化推進計画策定報告
- (イ) 第2回本部会議（令和3年10月25日開催）
 - ・ 宮崎県のDX将来像報告
 - ・ 4部会報告
- (ウ) 第3回本部会議（令和4年4月28日開催）
 - ・ 本部会議・各部会の開催状況等
 - ・ 4部会報告

イ 4部会活動及び取組ポイント（今後の展開等）

※ 部会別会議のほか令和3年6月3日に4部会合同での会議も開催。

- (ア) デジタル・ガバメント部会
（会長：令和3年度は行政改革推進室長で3回開催。令和4年度はデジタル推進課長）
 - ・ テレワークの推進
 - ・ AI・RPAの活用促進
 - ・ 行政手続のオンライン化
 - ・ 次期文書管理システム
 - ・ 庁内のDX人材育成
- (イ) 地域産業部会（会長：産業政策課長、2回開催）
 - ・ DXに関する啓発
 - ・ 事業者のICT利活用の向上・人材確保への支援
 - ・ DXの実証、実装に向けた支援
- (ウ) 暮らしと教育・文化部会
（会長：令和3年度は情報政策課長で1回開催。令和4年度はデジタル推進課長）
 - ・ テレワーク・オンラインの有効活用
 - ・ 効果的な行政情報の提供のあり方
 - ・ 住民生活に密着した市町村のデジタル化支援
- (エ) 情報環境部会
（会長：令和3年度は情報政策課長で1回開催。令和4年度はデジタル推進課長）
 - ・ 情報通信基盤の整備・高度化
 - ・ 地域でデジタル化を活用できる人材の育成・確保
 - ・ 誰もが安全で安心して利用できるデジタル環境の整備

(3) 公務の効率化に向けたICT活用の取組状況

限られた人員・財源の中で、多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応し、質の高い行政サービスの提供を維持していくため、また、生活と仕事の両立により職員一人ひとりが能力を十分に発揮できるようにするため、行財政改革プランに基づき、公務能率向上の実現を図るとともに、職員の意識改革に努めていくこととしており、以下のICT利活用の取組を継続して推進。

ア ICTを活用した業務環境の整備等

(ア) テレワーク環境の整備

令和2年度より庁外から業務が行えるよう「テレワーク用パソコン」等を配備。また、令和3年度からは、個人所有のパソコンでテレワークを実施できる「自治体テレワークシステム」を導入。自治体テレワークシステムについては、今後運用を拡大。

【配備等台数】

種類	配備等台数
テレワーク用パソコン	220台
どこでも県庁LAN通信装置	220台(※)
自治体テレワークシステム	約300アカウント

※自治体テレワークシステムの導入に伴いR4から120台に縮小

(イ) オンライン・コミュニケーションツールの導入

出張時の業務報告等や各種会議や研修のオンライン実施ができる、Microsoft Teamsを本格運用し、WEB会議やチャット機能を活用。

(ウ) 会議録作成支援システムの整備

会議等の音声データをAIにより自動でテキストデータ化し、会議録等の作成業務の負担を軽減。

【削減効果】

R2年度	R3年度
約1,700時間	約4,200時間

イ RPA、AI-OCRの導入

(ア) 概要

データの入力、転記等の定型的な事務作業をソフトウェアにより操作代行し、効率化・自動化するシステム(RPA)、手書きで記載された紙資料を高精度の文字認識により電子化するシステム(AI-OCR)を導入。

【導入効果】

年度	導入業務	削減時間
R2年度	25業務	約3,800時間
R3年度	44業務	約4,800時間

(イ) 令和3年度導入事例

担当課	業務名	業務概要
感染症対策室	新型コロナ特設 サイト掲載情報更新	新型コロナ特設サイトに掲載する データ、グラフ等の情報を更新
障がい福祉課	福祉行政報告例作成	市町村から提出される福祉統計 データを集約し国への報告資料を 作成
管理課	入札参加資格照会業務	会社役員の一覧（紙資料）から宮 崎県警に暴力団関係者に係る照会 をするための書式（エクセル）へ の転記
統計調査課	現住人口統計 集計・公表	市町村から提出される調査表の 内容審査後、県推計人口（月報） を作成し、ホームページに公開

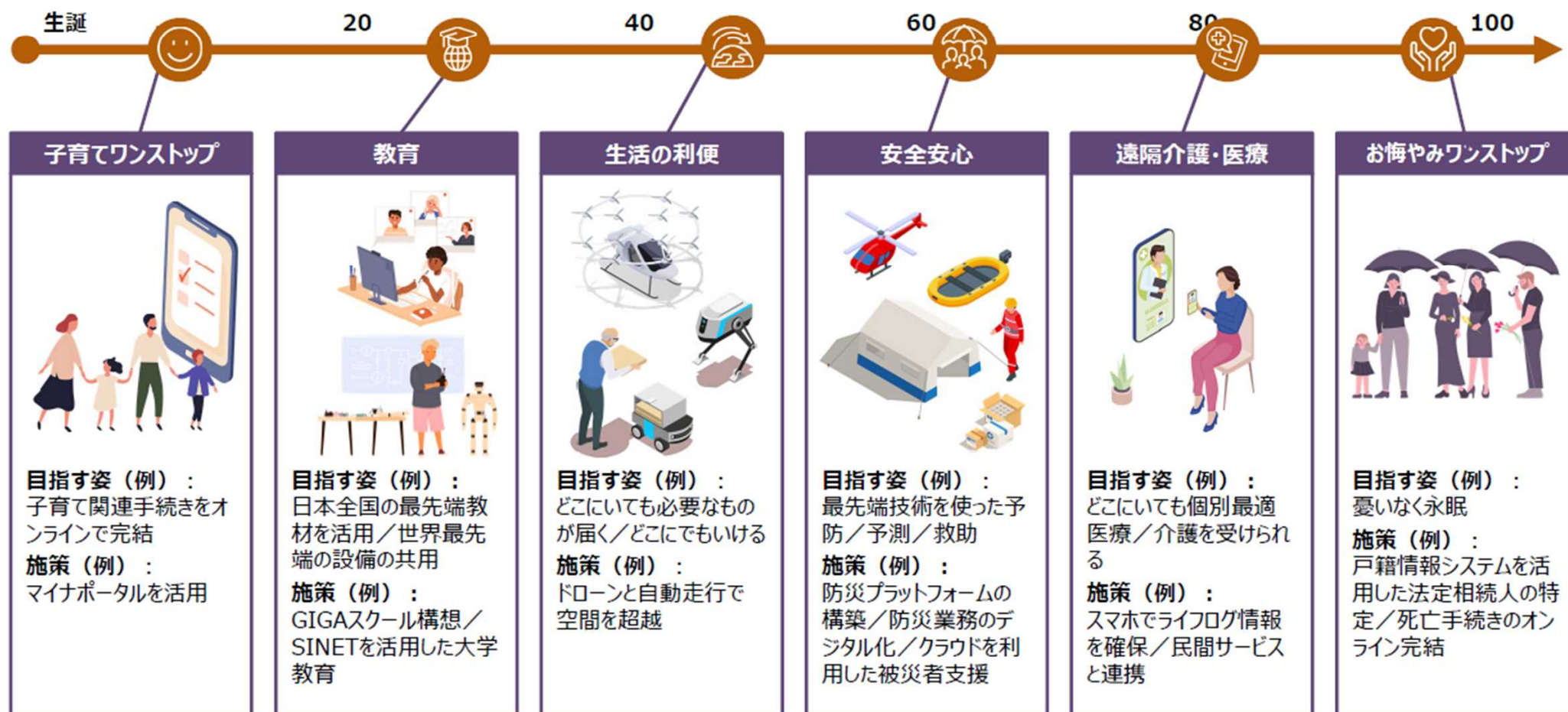
(ウ) デジタル活用サポートチームの派遣による導入支援

新型コロナ感染症の対策に係る業務量が急増している現状を踏まえて、デジタルの活用により業務負担を軽減していくため、デジタル活用サポートチームを立ち上げて各保健所の支援を実施。

暮らしを巡るすべてのサービスがデジタル・ビジネスのチャンス

(出典：第6回デジタル田園都市国家構想実現会議 デジタル庁資料)

- 暮らしの現実を見ると、多くの人々が、教育、医療、介護、仕事など、様々な局面で、それぞれに多様な課題を持つ。
- これら一つ一つが、大きなビジネスチャンス。特定のサービスによる断片的な課題解決に満足せず、個人が持つ多様なニーズ・価値観の充足をめざし、暮らしを巡る全ての局面で、デジタル・ビジネスの実現を図るべき。

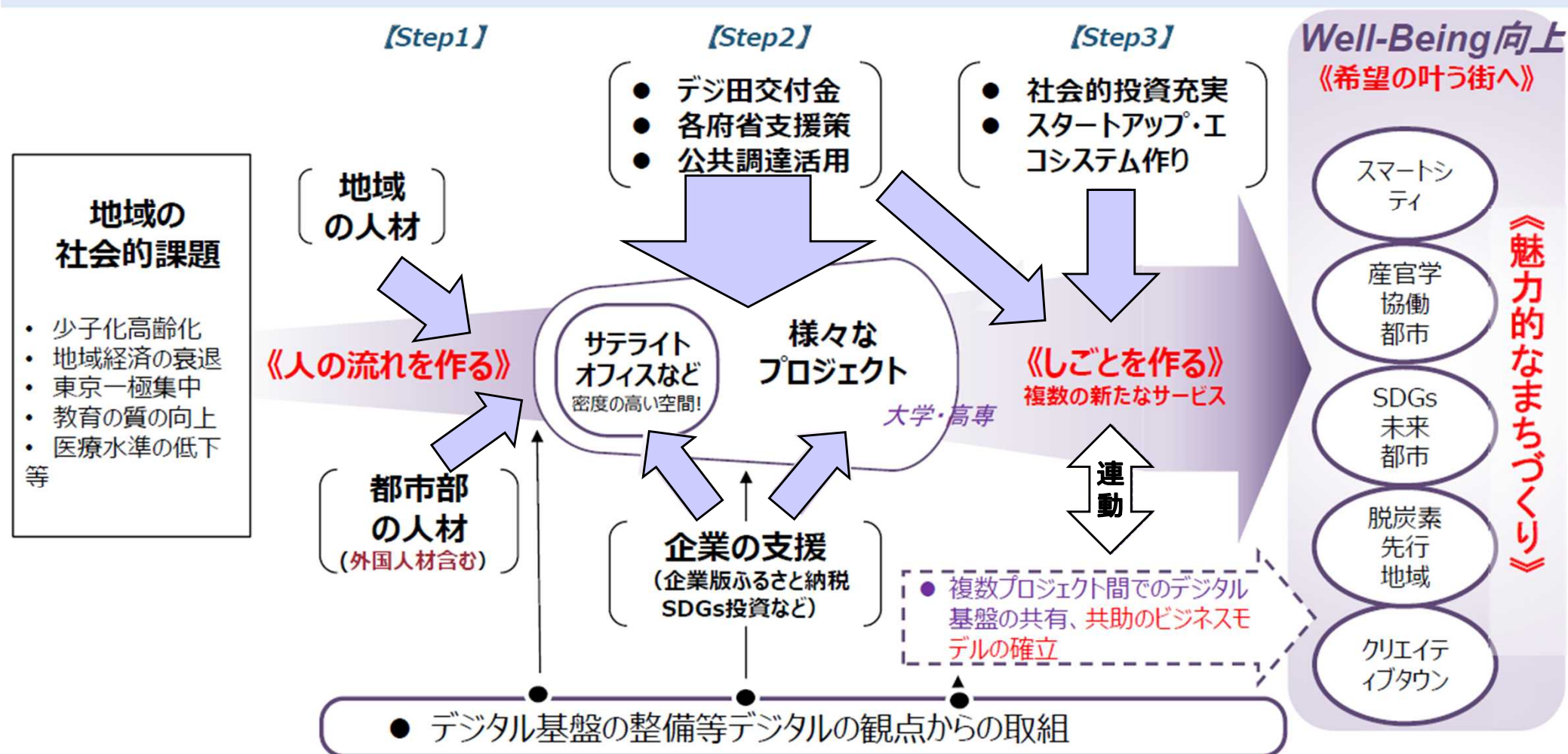


新産業創出への見取り図

(出典：第6回デジタル田園都市国家構想実現会議 デジタル庁資料)

■ デジタル田園都市の実現に向け、様々なプロジェクトを、持続可能な産業へと育てていく仕組み作りに取り組む

- Step1：内外の人材を呼び込む政策を強化し人の流れを作り、密度の濃い空間に集める（シーズの創出）
- Step2：国の支援策や企業の支援などを活用し、デジタルを活かした様々なプロジェクトを組成する（データとプロジェクトの創出）
※Step2、3ではサービス間連携やデータ連携基盤への投資を支え合う、共助のビジネスモデルを確立する
- Step3：プロジェクトを持続可能な新産業に育てるため、スタートアップ・エコシステムを確立する（エコシステムの創出）



国が示す自治体DX推進計画における重点取組事項 (県は市町村のデジタル化を支援)

重点取組事項	国の示す取組等
<p>自治体の行政手続のオンライン化</p> <p>2022年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続（31手続）について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能に</p> <p>(※子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（罹災証明書）、自動車保有（4手続）の計31手続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> マイナポータルに自治体との接続機能等を実装【内閣府】 マイナポータルのUI・UX改善【内閣府】 子育て、介護等の手続について、マイナポータルと自治体の基幹システムとの接続を支援【総務省】
<p>自治体の情報システムの標準化・共通化</p> <p>目標時期を2025年度とし、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行</p> <p>(※住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、障害者福祉、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援の計17業務)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 17業務を処理するシステムの標準仕様を作成【関係府省】 標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を提出（2021年通常国会）【総務省・内閣官房】 「(仮称)Gov-Cloud」を構築【内閣官房】 標準化・共通化に向けた自治体の取組みを支援【総務省】

その他の重点取組事項

マイナンバーカードの
普及促進

自治体のAI・RPAの
利用促進

テレワークの推進

セキュリティ対策の徹底